

令和7年5月1日

関係事業主 各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山梨県支部

「荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育」の開催について

日頃より当支部の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年のはい作業では、作業の効率化、省力化等の観点から、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械、クレーン、移動式クレーン（以下「荷役運搬機械等」という。）を使用することが多くなっております。特に、これらの荷役運搬機械等によるはい作業は、運転者の1人作業で行われることが多く、取り扱う荷も一般に長尺物、重量物であり、また、作業速度も大きいところから、荷の落下、崩壊等によって多くの労働災害が発生しております。このため、荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対して、安全に作業を進めるための必要な知識を付与し、災害防止を図ることを目的としております。

標記教育を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

1. 日時 令和7年6月16日（月）

受付 8:30～

講習時間 9:00～15:00

2. 場所 会場 山梨県自動車総合会館 4F（山梨県トラック協会）

山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7

駐車場 山梨県トラック協会管理地（旧フォークリフト実技場）

山梨県笛吹市石和町唐柏 671-2

※お車は上記【駐車場】に駐車してください。他団体の敷地内には駐車しないでください。また、駐車場所に限りがあるので、乗り合わせでの対応をお願いいたします。

3. 対象者

荷役運搬機械等によるはい作業に従事する労働者

※本教育は「はい作業主任者技能講習」とは異なります。下記の表を必ずご確認ください。

荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育とはい作業主任者技能講習の違いについて		
教育名・講習名	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	はい作業主任者技能講習
対象者	荷役運搬機械等によるはい作業に従事する労働者	はい作業主任者選任予定者
受講資格	なし	はい作業に3年以上従事した経験を有する者
受講時間	5時間	12時間
修了試験	なし	あり

4. 講習内容

- ① はいに関する知識
- ② 荷役運搬機械等によるはい作業の方法等に関する知識
- ③ 災害事例
- ④ 関係法令

※筆記用具をご持参ください。

※修了証の取得には、全過程受講が必須条件となります。遅刻、途中退席した場合も全過程受講とは認められない場合がございますので、ご注意下さい。この場合、講習料の返金は出来ませんので、予めご了承ください。

5. 講習料

1人 7,865円（消費税・テキスト代込）

6. 申込先（振込先）

申 込 先	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7 TEL 055-262-5562 FAX 055-263-2036
振 込 先	指定金融機関 山梨中央銀行 石和支店 口座番号 普通預金 28771
講習料振込期限	開催日の1週間前までになります。

※振込手数料はご負担願います。

※受講キャンセルのお申し出は開催日の1週間前までにご連絡をお願いいたします。それ以降のお申し出の場合、既に納入された講習料の返金は出来ません。予めご了承ください。

※講習日当日に領収書を受講者にお渡しいたします。領収書の紛失、破損等に伴う領収書の再発行はお受けできません。予めご了承ください。

5. 申込締切

開催日の1週間前（令和7年5月30日）までにお申込みください。それ以降のお申込みは受理出来ませんのでご注意ください。また、定員になり次第締切となります。予めご了承ください。

※申込書の受理と講習料のお振込み確認後受付完了となります。

6. 申込方法

申込は別紙申込書に必要事項を記入し、FAX・郵送・持参にてお申込みください。

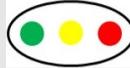
7. その他

(1) 先着60名とさせていただきます。定員に達しましたら締め切りとさせていただきます。

(2) 講習日程は天変地異等で中止または変更となる場合があります。中止となった場合、受講料の返金は出来ませんので、予めご了承ください。

駐 車 場 案 内

富士見通り 県自動車税事務所前交差点



講 習 会 場
 〒 4 0 6 - 0 0 3 4
 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7
 山梨県自動車総合会館4階



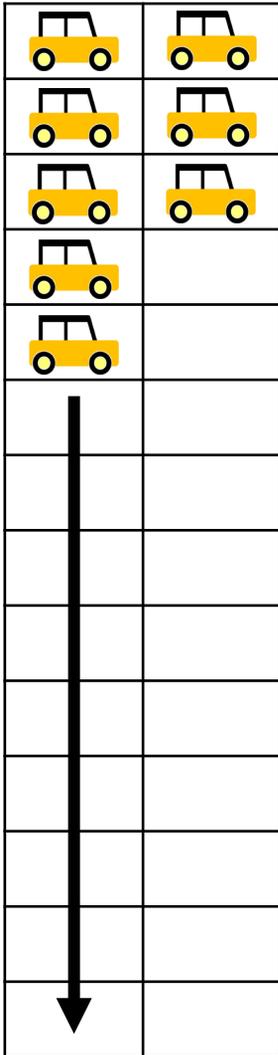
- セブンイレブン様
- 米福様

農業用水路

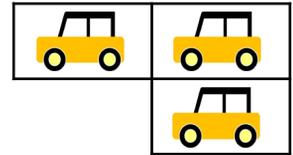
農業用水路の橋を渡り
 赤点滅信号右折
 約100m直進後折
 左 折

駐 車 場
 山梨県笛吹市石和町唐柏671-2
 (社)山梨県トラック協会管理地

出入口



駐手
 車前
 がの
 でき
 ない
 場合
 順は
 次駐
 列車
 車を
 して
 下さ
 さい
 。



屋
 根
 の
 下
 駐
 車
 禁
 止

契約
 車両
 駐車
 場所
 駐車
 禁止

